

よくあるご質問（国民健康保険料減免申請について）

問 事業収入と不動産収入があるが、合算しますか？

答 合算しません。いずれか減少率が大きい方で申請をお願いします。

問 昨年の収入は給与のみ、今年は事業収入のみとなっています。減免申請できますか？

答 できません。昨年と今年と同じ収入で比較します。

問 事業主が、従業員組合員の分も一緒に申請できますか？

答 可能です。(なるべく、取りまとめたの提出をお願い致します。)ただし、各従業員の申請書と証拠書類は必要です。

問 自分の給与は減少していないが、会社の事業収入（売上げ）は減少している。会社の事業収入の10分の3以上の減少を以て減免申請できますか？

答 できません。減免要件の対象は、会社ではなく、組合員の収入の減少によります。

問 事業収入等実績表（様式302）にある「補填額」に、行政から給付された特別定額給付金、休業手当、持続化給付金等は該当しますか？

答 該当しません。保険金や損害賠償等により補填されたものが該当します。

総合事務所または組合本部業務課までお問い合わせ下さい。

銀座総合事務所 TEL03-3542-0161

池袋総合事務所 TEL03-3984-6701

恵比寿総合事務所 TEL03-5458-1631

立川総合事務所 TEL042-524-7020

新宿総合事務所 TEL03-3363-3791

組合本部業務課 TEL03-3404-0123